

議案第 4 号

野田市文化センター運営審議会委員の委嘱について

野田市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第36号）第18条の規定により、次の者を野田市文化センター運営審議会委員に委嘱する。

平成31年4月24日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

氏 名	備 考
なかむら えつこ 中村 悦子	学識経験者

平成31年 5月 1日付委嘱

平成32年 8月31日満了

提案理由

学識経験者として野田市小中学校長会より推薦のあった委員について変更があったため、その残任期間について新たに委嘱しようとするものである。

野田市文化会館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（運営審議会）

第16条 会館の運営を適正かつ円滑に行うため野田市文化センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、会館の運営に関する事項について審議する。

3 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、会館の円滑かつ総合的な運用を図るため、野田市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例（昭和47年野田市条例第5号）に規定する勤労青少年ホーム（以下「勤労青少年ホーム」という。）の運営に関する事項について審議する。

4 前2項に規定するもののほか、教育委員会は、会館の円滑かつ総合的な運用を図るため、審議会に対し、会館と野田市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第4号。以下「公民館条例」という。）第2条に規定する野田市野田公民館の小ホール（控室を含む。以下「野田公民館小ホール」という。）との一体的運営に関する事項について意見を求めることができる。

（組織）

第17条 審議会は、委員16人以内で組織する。

（委員）

第18条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募に応じた市民

（任期）

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

参考資料

【野田市文化センター運営審議会委員名簿】

令和1年5月1日 現在

	選出区分	氏 名	選出団体等	任 期	備考
1	1号委員 関係団体を代表する者	有賀 ヒメ子	関宿商工会	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	
2		石原 和子	女性団体連絡協議会	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	
3		沖田 多恵子	社会福祉協議会	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	
4		工藤 達	勤労青少年ホーム	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	
5		久保 周平	文化団体協議会	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	会長
6		清水 拓司	自治会連合会	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	
7		須賀田 貞彦	いきいきクラブ連合会	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	
8		染谷 智子	子ども会育成連絡協議会	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	副会長
9		田口 哲規	連合千葉 野田・流山地区連絡会	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	
10		野口 恭子	野田商工会議所	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	
11	2号委員 関係行政機関の職員	山本 由紀子	公共職業安定所野田出張所	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	
12	3号委員 学識経験者	中村 悦子	小中学校長会	令和1年5月1日 から 令和2年8月31日 まで	新任
13		佐藤 文則	公益財団法人興風会	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	
14		武井 信一	市内県立高等学校	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	
15	4号委員 公募に応じた市民	田中 浩之	公募委員	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	
16		成瀬 猛	公募委員	平成30年9月1日 から 令和2年8月31日 まで	